制度・運用

「納税確認証明書」及び「納税証明書」の提出について

入札に参加される方は、入札時に 電子入札システムより電子媒体で提出してください。

※発注者の承諾を得た場合や紙入札案件の場合は、紙媒体で提出になります。
※納税確認証明書及び納税証明書は提出日から前６か月以内に 発行されたものに限ります。

一意的なソリューション ID: #117
製作者:
最終更新: 2020-04-01 00:00

(c) 2024 三重県電子調達システム <> | 2024-05-09 19:36
URL: https://mie.efftis.jp/24000/faq/index.php?action=artikel&cat=34&id=117&artlang=ja